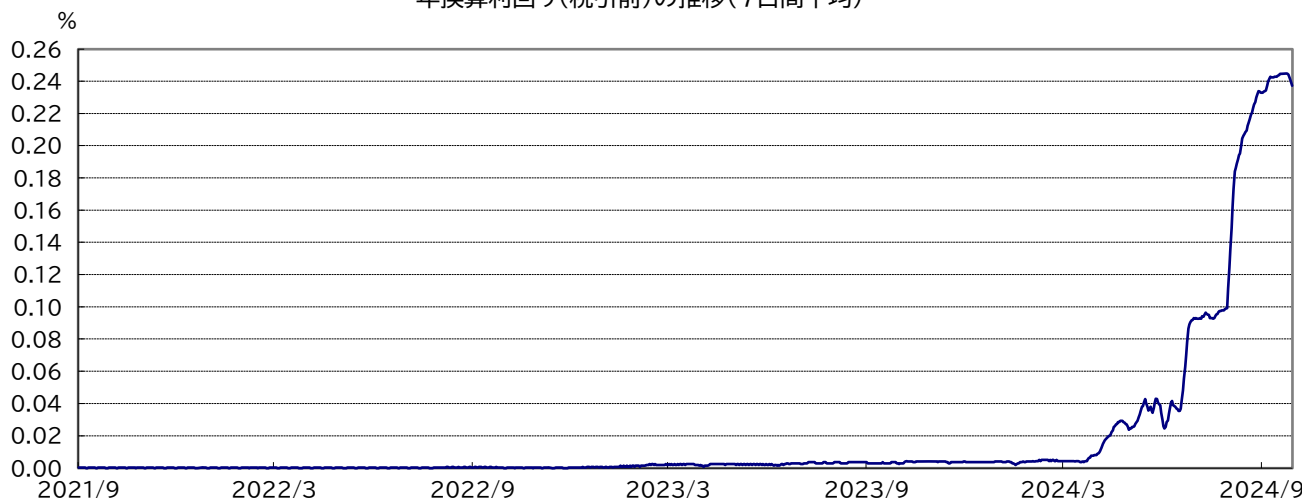


日本MRF(マネー・リザーブ・ファンド)  
追加型投信/国内/債券/MRF

## 年換算利回り(税引前)の推移

年換算利回り(税引前)の推移(7日間平均)



## 直近4週間の1日当たり平均分配金と年換算利回り実績

| 収益分配実績(1万口当たり税引前) |        |         |
|-------------------|--------|---------|
| 計算期間              | 分配金(円) | 年利回り(%) |
| (9/2~9/8)         | 0.0662 | 0.2416  |
| (9/9~9/15)        | 0.0665 | 0.2427  |
| (9/16~9/22)       | 0.0671 | 0.2449  |
| (9/23~9/29)       | 0.0650 | 0.2372  |

※運用実績および分配実績のデータは過去のものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

## 信託財産の構成

| 項目              | 金額・口数       | 純資産総額に対する比率 |
|-----------------|-------------|-------------|
| (A)資産           | 309,197 百万円 |             |
| 国債証券            | 59,998 百万円  | 19.4 %      |
| 其他有価証券          | 117,973 百万円 | 38.2 %      |
| コール・ローン等        | 131,225 百万円 | 42.4 %      |
| (B)負債           | 63 百万円      | (0.0 %)     |
| (C)純資産総額(A-B)   | 309,134 百万円 | 100.0 %     |
| (D)受益権口数        | 309,134 百万口 |             |
| 1万口当たり基準価額(C/D) | 10,000 円    |             |

(注1)「国債証券」には、国債を対象資産とした現先取引を含みます。

(注2)「其他有価証券」は、CPです。また、CP現先を含みます。

(注3)金額・口数は単位未満を切り捨てしており、比率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

## 組入資産の種類毎の残高及び組入比率

| 区分          | 額面金額(百万円) | 評価額(百万円) | 組入比率(%) |
|-------------|-----------|----------|---------|
| 国債証券        | 60,000    | 59,998   | 19.4    |
| 地方債券        | -         | -        | -       |
| 特殊債券(除く金融債) | -         | -        | -       |
| 金融債券        | -         | -        | -       |
| 普通社債券       | -         | -        | -       |
| CP          | 118,000   | 117,973  | 38.2    |
| コール・ローン     | -         | 131,209  | 42.4    |
| 其他資産        | -         | -46      | -0.0    |
| 合計(純資産総額)   | -         | 309,134  | 100.0   |

(注1)其他資産は、指定金銭信託、未収金、未払金等の合計です。なお、負債項目はマイナスしております。

(注2)債券現先取引およびCP現先取引は、対象資産を基準として区分を分類しております。

(注3)組入比率は、純資産総額に対する評価額の比率(現先取引を含む)です。

(注4)組入比率は小数第2位を四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

(注5)金額は単位未満を切り捨てしているため、合計と合わない場合があります。

## 日本MRF(マネー・リザーブ・ファンド)

追加型投信/国内/債券/MRF

## 公社債及び短期金融資産の発行体別組入比率の状況

| 順位 | 組入資産の発行体別組入比率(上位10社) |      |                   |      |           |       |
|----|----------------------|------|-------------------|------|-----------|-------|
|    | 公社債                  |      | CP等               |      | コール・ローン   |       |
|    | 発行体名                 | 組入比率 | 発行体名              | 組入比率 | 名称        | 組入比率  |
| 1  | -                    | -    | 三菱HCキャピタル         | 3.9% | みずほ銀行     | 23.4% |
| 2  | -                    | -    | NTT・TCリース         | 3.9% | 三菱UFJ銀行   | 12.9% |
| 3  | -                    | -    | 上田八木短資            | 3.9% | 三菱UFJ信託銀行 | 6.1%  |
| 4  | -                    | -    | セントラル短資           | 3.9% | セントラル短資   | 0.0%  |
| 5  | -                    | -    | 東京短資              | 3.9% | -         | -     |
| 6  | -                    | -    | 三井住友ファイナンス&リース    | 3.9% | -         | -     |
| 7  | -                    | -    | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 | 3.9% | -         | -     |
| 8  | -                    | -    | JA三井リース           | 3.6% | -         | -     |
| 9  | -                    | -    | 日本証券金融            | 3.2% | -         | -     |
| 10 | -                    | -    | JFEホールディングス       | 1.6% | -         | -     |

(注1)「公社債」は普通社債券及び金融債券をいい、国債証券、地方債証券及び特殊債証券を除きます。

(注2)「CP等」には、CP現先、CD等を含みます。その他資産は含まれません。

(注3)「コール・ローン」は、国債等を担保とする有担保コールを除きます。

(注4)組入比率は純資産総額に対する評価額の比率です。

## 格付別組入資産の純資産総額に対する比率

| 公社債          |       | 短期金融資産  |       |
|--------------|-------|---------|-------|
| 格付           | 組入比率  | 格付      | 組入比率  |
| AAA          | -     | A-1     | 80.6% |
| AA           | -     | A-2     | -     |
| A            | -     | A-3     | -     |
| BBB以下        | -     | NR      | -     |
|              |       | その他資産   | -0.0% |
| A相当以上        | -     | A-2相当以上 | -     |
|              | -     |         | -     |
| 国債、政府保証債、地方債 | 19.4% |         |       |
| 合計           | 19.4% | 合計      | 80.6% |

(注1)組入比率は純資産総額に対する評価額の比率です。小数第2位を四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

(注2)公社債の「A相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MRF及びMMFの運営に関する規則」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したものです。上段の数値は1社の信用格付業者等による信用格付があるもので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないものです。なお、信用格付の組入比率に国債、政府保証債、地方債は含めておりません。

(注3)短期金融資産は、CP、CD、コール・ローン等(国債等を担保とする有担保コールを除く。)です。また、CP現先を含みます。

(注4)その他資産は、指定金銭信託、未収金、未払金等の合計です。なお、負債項目はマイナスしております。

(注5)信用格付は主要な信用格付業者等の信用格付のうち、上位のものを記載しています。

(注6)国債、政府保証債、地方債には現先取引が含まれております。

## 組入資産の平均残存期間

7.6 日

※組入資産の平均残存期間は、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券等に係る残存期間を加重平均したものです。

なお、変動利付債は次回金利適用日の前日までの日数としています。

**ファンド情報**

|     |           |
|-----|-----------|
| 設定日 | 1998年7月3日 |
| 償還日 | 原則として無期限  |
| 決算日 | 毎日        |

**ファンドの特色**

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

- 組み入れる有価証券の範囲は以下に掲げるものとします。
  1. わが国の国債証券、政府保証債券および日本銀行が発行する債権（以下、「国債等」といいます。）
  2. 国債等以外の有価証券で1社以上の信用格付業者等からA-相当以上の長期信用格付またはA-2相当以上の短期信用格付を受けているもの・ 上記1.および2.以外の有価証券で信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち、委託会社はその発行者の財務内容等を基に上記2.と同等の信用力を有するものと認めたもの
- 私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）、証券化関連商品および取得時において償還金等が不確定な仕組債等への投資ならびに有価証券先物取引および金融先物取引等の派生商品への運用の指図は行わないものとします。

**分配方針**

毎日決算を行い、運用実績に応じて運用収益の全額を分配します。

収益分配金は、累積投資契約に基づき、毎月1回、1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金の合計額）をまとめて、毎月の最終営業日に、収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、原則として毎月の最終営業日の前日の基準価額で再投資します。ただし、当月の最終営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回った場合には、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託に係る基準価額が1口当たり1円となった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**投資リスク****〈基準価額の変動要因〉**

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、内外の公社債やコマーシャル・ペーパー等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

**主な変動要因****● 金利変動リスク**

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

**● 信用リスク**

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

**〈その他の留意点〉**

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。

日本MRF(マネー・リザーブ・ファンド)  
追加型投信/国内/債券/MRF

お申込みメモ

|                |   |
|----------------|---|
| 購入単位           | 1円以上1円単位  |
| 購入価額           | <p>購入日の前日の基準価額(1口当たり1円)<br/>購入日は、販売会社が購入申込金の受領の確認をした時刻によって、以下のようになります。</p> <p>■購入申込日の午後3時30分以前で、各販売会社が定める時刻までに購入申込金の受領を確認した場合<br/>購入申込日が購入日となります。<br/>ただし、購入申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、購入申込日が購入日となる申込みには応じないものとします。</p> <p>■購入申込日において、各販売会社が定める時刻を過ぎて購入申込金の受領を確認した場合<br/>購入申込日の翌営業日が購入日となります。<br/>ただし、購入申込日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、購入申込日の翌営業日以降、最初に、追加信託に係る基準価額が1口当たり1円となった計算日の基準価額による購入の申込みとみなします。</p> <p>※「販売会社が購入申込金の受領を確認した場合」とは、販売会社の取引店内で入金を確認され、かつ入金に基づく所定の事務手続きが完了した場合をいいます。また、「各販売会社が定める時刻」につきましては、各販売会社にお問い合わせ下さい。</p> |
| 購入代金           | <p>あらかじめ申込金額を販売会社にお支払い下さい。<br/>※詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。</p>  |
| 購入の取扱い         | 原則として個人投資者の購入申込みに限定します。   |
| 換金単位           | 1口単位  |
| 換金価額           | 換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額  |
| 換金代金           | <p>原則として換金申込受付日の翌営業日から、販売会社を通じてお支払いします。<br/>※販売会社によっては、キャッシング(即日引出)を利用することができます。<br/>換金申込当日に換金代金相当額の受取りを希望する場合には、販売会社所定の諸手続きの上、キャッシング(即日引出)を利用することができます。<br/>詳細については、販売会社にお問い合わせ下さい。</p>  |
| 申込締切時間         | 販売会社にお問い合わせください。  |
| 換金制限           | ありません。  |
| 購入申込受付の中止及び取消し | 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消すことがあります。  |
| 換金申込受付の中止及び取消し | 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情(決済機能の停止、想定を超える解約などにより受益者の公平性が担保出来ないと判断した場合を含みます。)があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消すことがあります。  |
| 信託期間           | 原則として無期限(1998年7月3日設定)   |
| 繰上償還           | 受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。  |
| 決算日            | 毎日  |
| 収益分配           | 収益分配金は、累積投資契約に基づき、毎月1回、1ヵ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金の合計額)をまとめて、毎月の最終営業日に、収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、原則として毎月の最終営業日の前日の基準価額で再投資します。   |
| 信託金の限度額        | 1兆円   |
| 公告             | <p>原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<br/><a href="https://www.sbiokasan-am.co.jp">https://www.sbiokasan-am.co.jp</a></p>   |
| 運用報告書          | <p>運用報告書の作成・交付は行いません。<br/>(「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」により運用報告書の交付が免除されます。)<br/>なお、ファンドの運用状況等は、委託会社が作成した「月次運用レポート」をご覧ください。月次運用レポートは、販売会社にご請求いただければお渡します。また、委託会社のホームページにも掲載します。</p>  |

ファンドの費用(1)

● 投資者が直接的に負担する費用

|         |        |
|---------|--------|
| 購入時手数料  | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 換金手数料   | ありません。 |

ファンドの費用(2)

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |   |   |  |                                    |
|------------------|---|---|--|------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | a. 信託報酬の総額  | 信託元本総額 × 年1.02%以内の率で次に掲げる率  |  |                                    |
|                  |   | イ.各週の最初の営業日(委託会社の営業日をいいます。以下同じ。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期に係る信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に応じた次に定める率とします。 |  |                                    |
|                  |   | 元本1万口当たりの年換算収益分配率   | 信託報酬率  | 元本1万口当たりの年換算収益分配率                  |
|                  |   | 2.5%未満のとき   | 年 0.22%以内  | 6.5%以上7.5%未満のとき                    |
|                  |   | 2.5%以上3.5%未満のとき   | 年 0.32%以内  | 7.5%以上8.5%未満のとき                    |
|                  |   | 3.5%以上4.5%未満のとき   | 年 0.42%以内  | 8.5%以上9.5%未満のとき                    |
|                  |   | 4.5%以上5.5%未満のとき   | 年 0.52%以内  | 9.5%以上のとき                          |
|                  |   | 5.5%以上6.5%未満のとき   | 年 0.62%以内  | 年 1.02%以内                          |
|                  |   |   |  |                                    |
|                  |   | ロ.上記の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額の算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート(以下「コール・レート」といいます。)が0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内とします。            |  |                                    |
|                  | b. 信託報酬の配分  | 「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間における信託報酬の配分は、信託報酬率に応じ、以下の通り定めます。   |  |                                    |
|                  |   | イ.コール・レートが0.4%以上のとき   |  |                                    |
|                  | 信託報酬率   | 委託会社<br>委託した資金の運用の対価です。   | 販売会社<br>各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                           | 受託会社<br>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 |
|                  | 年0.22%以内のとき   | 年0.0633%以内  | 年0.14%以内   | 年0.0167%以内                         |
|                  | 年0.32%以内のとき   | 年0.0933%以内  | 年0.21%以内   | 年0.0167%以内                         |
|                  | 年0.42%以内のとき   | 年0.1233%以内  | 年0.28%以内   | 年0.0167%以内                         |
|                  | 年0.52%以内のとき   | 年0.1533%以内  | 年0.35%以内   | 年0.0167%以内                         |
|                  | 年0.62%以内のとき   | 年0.1833%以内  | 年0.42%以内   | 年0.0167%以内                         |
|                  | 年0.72%以内のとき   | 年0.2133%以内  | 年0.49%以内   | 年0.0167%以内                         |
|                  | 年0.82%以内のとき   | 年0.2433%以内  | 年0.56%以内   | 年0.0167%以内                         |
|                  | 年0.92%以内のとき   | 年0.2733%以内  | 年0.63%以内   | 年0.0167%以内                         |
|                  | 年1.02%以内のとき   | 年0.3033%以内  | 年0.70%以内   | 年0.0167%以内                         |
|                  |   | ロ.コール・レートが0.4%未満のとき   |  |                                    |
|                  | 信託報酬率   | 委託会社<br>委託した資金の運用の対価です。   | 販売会社<br>各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                           | 受託会社<br>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 |
|                  | 年0.0167%以下のとき   | 信託報酬の33%  | 信託報酬の33%   | 信託報酬の34%                           |
|                  | 年0.0167%超のとき  | 信託報酬の総額－<br>(販売会社配分額＋<br>受託会社配分額)   | 信託報酬の70%<br>ただし、受託会社配分額を加えた額が信託報酬の総額を超えるときは信託報酬の総額から受託会社配分額を控除した額とします。 | 年0.0167%                           |
|                  |   | 販売会社の信託報酬には消費税相当額を加算するものとし、当該消費税相当額を委託会社の信託報酬から差し引きます。  |  |                                    |
| その他費用・手数料        | 監査費用、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、公社債の借入れに係る品借料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を信託財産でご負担いただきます。<br>※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額を示すことはできません。 |   |  |                                    |

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、毎月の最終営業日または信託終了のときに信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、信託財産から支払われます。  
※ファンドに係る費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

## 日本MRF(マネー・リザーブ・ファンド)

追加型投信/国内/債券/MRF

## 委託会社および関係法人の概況

委託会社 SBI岡三アセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図を行います。)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社 株式会社りそな銀行 (ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

## 販売会社について

受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。なお、販売会社には取次証券会社が含まれる場合があります。

| 商号                | 登録番号             | 加入協会    |                 |                 |                    |
|-------------------|------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
|                   |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| <b>(金融商品取引業者)</b> |                  |         |                 |                 |                    |
| 岡三証券株式会社          | 関東財務局長(金商)第53号   | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 岡三にいがた証券株式会社      | 関東財務局長(金商)第169号  | ○       |                 |                 |                    |
| 香川証券株式会社          | 四国財務局長(金商)第3号    | ○       |                 |                 |                    |
| 静岡東海証券株式会社        | 東海財務局長(金商)第8号    | ○       |                 |                 |                    |
| 大熊本証券株式会社         | 九州財務局長(金商)第1号    | ○       |                 |                 |                    |
| 北洋証券株式会社          | 北海道財務局長(金商)第1号   | ○       |                 |                 |                    |
| 相生証券株式会社          | 近畿財務局長(金商)第1号    | ○       |                 |                 |                    |
| 阿波証券株式会社          | 四国財務局長(金商)第1号    | ○       |                 |                 |                    |
| 愛媛証券株式会社          | 四国財務局長(金商)第2号    | ○       |                 |                 |                    |
| 寿証券株式会社           | 東海財務局長(金商)第7号    | ○       |                 |                 |                    |
| 三縁証券株式会社          | 東海財務局長(金商)第22号   | ○       |                 |                 |                    |
| 三晃証券株式会社          | 関東財務局長(金商)第72号   | ○       |                 |                 |                    |
| JIA証券株式会社         | 関東財務局長(金商)第2444号 | ○       |                 |                 | ○                  |
| 野畑証券株式会社          | 東海財務局長(金商)第18号   | ○       |                 |                 | ○                  |
| 武甲証券株式会社          | 関東財務局長(金商)第154号  | ○       |                 |                 |                    |
| 益茂証券株式会社          | 北陸財務局長(金商)第12号   | ○       |                 |                 |                    |

※岡三証券株式会社は、一般社団法人日本暗号資産取引業協会にも加入しております。

委託会社  
お問い合わせ先フリーダイヤル  
**0120-048-214**  
(営業日の9:00~17:00)ホームページ  
<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

## ご注意

- 本資料はSBI岡三アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料です。購入の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。投資信託説明書(交付目論見書)の交付場所につきましては「販売会社について」でご確認ください。
- 本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 本資料は当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。